

脳・心臓疾患検査助成要綱

令和5年5月16日制定
公益社団法人大分県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人大分県トラック協会（以下「県ト協」という。）
会員事業者において、乗務員の脳・心臓疾患を防止し、健康起因事故の発生防止を
図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、原則、当該年度4月1日から2月末日までに、会員事業者
が、運転手に対して、脳・心臓疾患の検査を受けさせた場合を対象とする。
2 助成対象となる申請事業者は、県ト協の所定義務を満たしていることとする。
3 脳・心臓疾患の検査の助成対象は以下の通りとする。
(1) 脳ドック検査 (MRI検査を含むもの)
(2) 心臓ドック検査
(3) その他委員長が効果的と認めるもの

(助成の交付額)

第3条 脳・心臓疾患検査の助成額は、1名あたり検査費用の2分の1（小数点以下
切捨て）とし、1人1回限り、上限10,000円とし、1事業所あたり3名を上
限とする。（脳疾患検査及び心臓疾患検査の両方を受診する場合を含む。）

(交付申請)

第4条 会員事業者は、当該年度4月以降実施したものを、原則月ごとに、その期間
中に清算した分をとりまとめて、翌月の末日（3月に限り15日）までに、様式
「脳・心臓疾患検査助成申請書」に請求書（写）、領収証（写）を添えて県ト協に提
出しなければならない。但し、受付期間中において当該年度の予算に達した場合は、
受付を終了することもある。

(助成金の交付)

第5条 県ト協は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正で
あると認めるときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第6条 提出された書類の記述内容に誤りが認められる場合は、その事実を確認した上で、助成金の返還を求めることがある。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、労働委員会で協議することとする。

(付則)

この要綱は令和5年5月16日から適用する。

令和6年5月1日一部改正。